

鳥取県へ避難される方への支援策

1

相談体制

●相談窓口を開設しました

(1) 県の被災者受入支援総合相談窓口

令和8年熊本地震の被災地から鳥取県への避難を考えている方などのための総合相談窓口を、県庁の他に中・西部の総合事務所に開設しました。

※既に本県に避難されている方の相談にも対応しています。

県庁人口戦略課

電話 0857-26-7900(平日日中のみ)

メール jinkou-senryaku@pref.tottori.lg.jp(24時間受付)

中部総合事務所県民福祉局中部振興課

電話 0858-23-3952(平日日中のみ)

西部総合事務所県民福祉局西部振興課

電話 0859-31-9634(平日日中のみ)

(2) 「とっとり災害支援連絡協議会(愛称:とりんく)」の相談窓口

特定非営利活動法人とっとり災害支援連絡協議会では下記のとおり、被災地から避難している方や鳥取県への避難を考えている方の相談に対応しています。

お気軽にご利用下さい。

電話 0857-22-7877(平日午前10時から午後5時)

※休日等についても事前にご連絡いただければ対応致します。

メール support@tottori-shien.org

HP <https://tottori-shien.org/>

所在地 鳥取市若桜町31 カナイビル 1F

●県営住宅等を提供します

鳥取県内に避難される被災者の方に県営住宅、職員住宅を提供します。

＜対象者＞

令和8年熊本地震により居住していた住宅が損傷又はインフラの寸断等により、長期にわたり自らの住家に居住できない世帯（者）で、「り災証明書」又は「被災証明書」を取得している世帯（者）

※ 直ちに「り災証明書」又は「被災証明書」を取得できない世帯（者）については、後日の提出も可とする。

＜入居条件等＞

- ・ 入居期間：原則、入居の日から1年間（更新は個別対応）
- ・ 家賃（駐車場代含）：全額免除
- ・ 敷金・連帯保証人：敷金は全額免除、連帯保証人は不要
- ・ 共益費・光熱水費：自己負担

入居条件等の詳細については、御相談ください。

【県営住宅に関すること】	県庁住宅政策課	電話 0857-26-7399
【職員住宅に関すること】	県庁庶務集中課	電話 0857-26-7495

●避難後の生活費を支援します（被災者生活支援金）

鳥取県内に避難される被災者の方に、当面の生活費を支給します。

<対象者>

令和8年熊本地震により従来住んでいた住宅が損傷またはインフラの寸断などにより長期にわたり自らの住宅に居住できなくなった世帯（者）で、鳥取県に避難し、鳥取県内の賃貸借住宅等（公営住宅、民間賃貸借住宅等）または、親類宅や知人宅、ホームステイなどで1ヶ月以上居住する世帯（者）

<支給額> 1世帯につき30万円（単身者15万円）

※ただし、親類宅や知人宅、ホームステイなどの場合は1世帯につき20万円
（単身者の場合は10万円）

【申請・相談窓口】

東部地域振興事務所 鳥取市立川町6丁目176 電話 0857-20-3505

中部総合事務所県民福祉局 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3952

西部総合事務所県民福祉局 米子市糺町1丁目160 電話 0859-31-9634

※上記のほか、次の窓口でも相談を受け付けています。

県庁福祉保健課 電話 0857-26-7142

西部総合事務所日野振興センター日野振興局 電話 0859-72-2083

●避難後の生活費を貸し付けます（生活福祉資金）

鳥取県内に避難される被災者の方に、当面の生活資金を無利子で貸し付けることで、生活を支援します。

※「被災者生活支援金」との併用も可能です。

<対象者>

令和8年熊本地震により、災害救助法の適用となった地域等から鳥取県内へ避難された方のうち、当面の間（1月程度以上を目安）居住し、継続的に連絡が取れることが見込まれる方であって、当座の生活費を必要とし、この制度による貸付が必要と認められる世帯（低所得世帯に限りません。）

<貸付額> 1世帯につき10万円以内

※ただし、世帯員に亡くなられた方、要介護者がいる場合や世帯員が4人以上いる場合などは、1世帯につき20万円以内

【申請・相談窓口】

お近くの市町村社会福祉協議会まで御相談ください。

【制度に関するお問い合わせ】

（福）鳥取県社会福祉協議会 鳥取市伏野1729-5 電話0857-59-6333

※制度の詳細、市町村社会福祉協議会一覧等については県社協ホームページで御確認いただけます。

アドレス：<https://www.tottori-wel.or.jp/>

●児童生徒の転入学の相談窓口を設けています

震災における被災地域の児童生徒等の就学機会を確保するため、児童生徒の転入学に係る相談を受け付けています。

【高等学校】 鳥取県教育委員会事務局 高等学校課
電話 0857-26-7916 ファクシミリ 0857-26-0408
電子メール koutougakkou@pref.tottori.lg.jp

【特別支援学校】 鳥取県教育委員会事務局 特別支援教育課
電話 0857-26-7575 ファクシミリ 0857-26-8101
電子メール tokubetusienkyoiku@pref.tottori.lg.jp

【小・中学校】 各市町村教育委員会（別記参照）
※転入先の市町村が決まっていない場合
鳥取県教育委員会事務局 小中学校課
電話 0857-26-7512 ファクシミリ 0857-26-8170
電子メール shouchugakkou@pref.tottori.lg.jp

（別記）鳥取県内市町村教育委員会一覧（令和8年7月現在）

市町村名	担当課等	郵便番号	所在地	電話	ファクシミリ	メールアドレス
鳥取市	学校教育課	680-8571	鳥取市幸町71番地	0857-30-8412	0857-20-3952	kyo-gakkou@city.tottori.lg.jp
米子市	学校教育課	683-0811	米子市錦町一丁目139番地3	0859-23-5433	0859-23-5413	gakkou@city.yonago.lg.jp
倉吉市	学校教育課	682-0823	倉吉市東町435-1	0858-22-8166	0858-22-1638	kyoiku@city.kurayoshi.lg.jp
境港市	教育総務課	684-8501	境港市上道町3000番地	0859-47-1088	0859-47-1109	gakkoukyoiku@city.sakaiminato.lg.jp
岩美町	学校教育係	681-8501	岩美郡岩美町浦富675番地1	0857-73-1301	0857-73-1533	kyoiku@iwami.gr.jp
八頭町	学校教育課	680-0601	八頭郡八頭町北山63番地1	0858-84-1231	0858-84-1201	gakkou-kyoiku@town.yazu.lg.jp
若桜町	総務学校教育係	680-0701	八頭郡若桜町若桜757番地	0858-82-2213	0858-82-1045	kyoiku@town.wakasa.lg.jp
智頭町	教育課	689-1402	八頭郡智頭町智頭2072番地1	0858-75-3112	0858-75-4124	kyoiku@town.chizu.lg.jp
湯梨浜町	教育総務課	682-0723	東伯郡湯梨浜町久留19番地1	0858-35-5362	0858-35-5376	ykyoiku@town.yurihama.lg.jp
三朝町	教育振興室	682-0195	東伯郡三朝町大瀬999番地2	0858-43-3510	0858-43-0647	kyoiku@town.misasa.lg.jp
北栄町	教育総務課	689-2292	東伯郡北栄町由良宿423番地1	0858-37-5870	0858-37-3242	kyoiku@town.hokuei.lg.jp
琴浦町	教育総務課	689-2303	東伯郡琴浦町徳万266番地5	0858-52-1160	0858-52-1122	kyoikusoumu@town.kotoura.lg.jp
南部町	総務・学校教育課	683-0201	西伯郡南部町天萬558番地	0859-64-3787	0859-64-2183	kyoiku@town.tottori-nanbu.lg.jp
伯耆町	総務学事室	689-4292	西伯郡伯耆町溝口647番地	0859-62-0927	0859-62-7172	soumugakuj@town.hoki.lg.jp
日吉津村	総務教育室	689-3553	西伯郡日吉津村日吉津930番地	0859-27-5956	0859-27-0624	kyoiku@vill.hiezu.lg.jp
大山町	幼児・学校教育課	689-3211	西伯郡大山町御来屋263番地1	0859-54-5211	0859-54-5217	kyoiku@town.daisen.lg.jp
日南町	教育課	689-5292	日野郡日南町霞800番地	0859-82-1118	0859-82-0116	s1010@town.nichinan.lg.jp
日野町	教育課	689-4503	日野郡日野町根根101番地	0859-72-2107	0859-72-1484	kyoiku@town.tottori-hino.lg.jp
江府町	教育課	689-4401	日野郡江府町江尾1717番地1	0859-75-2223	0859-75-3411	k_kyoiku@town.kofu.lg.jp

●児童生徒に緊急的な就学支援を行います

震災により鳥取県内に避難し、本県の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校等に転入学する児童生徒の就学を支援します。

＜就学支援の主な内容＞

- 県立高等学校の入学選抜手数料・入学料を全額免除します。

＜対象者＞

鳥取県立高等学校に進学される方で、令和8年熊本地震の一連の地震により従来住んでいた家が一部損壊以上の被害を受けた方のうち、入学選抜手数料、入学料の支弁が困難な方

- 県立高等学校の授業料を全額免除又は半額免除します。

＜対象者＞

鳥取県立高等学校に在籍する方で、令和8年熊本地震の一連の地震により従来住んでいた家が一部損壊以上の被害を受けた方のうち、所得が一定の基準以内にある世帯に属する生徒で、授業料の支弁が困難な方

【問合せ先】鳥取県教育委員会事務局高等学校課

電話 0857-26-7929 ファクシミリ0857-26-0408

- 高等学校等（国・公・私立）の生徒への奨学金の貸与
被災した生徒に奨学金の貸与を行います。

貸付額：月額18,000円～35,000円（無利子）

- 入学支度金の支給

令和8年熊本地震の一連の地震により被災し、保護者を亡くすなどして本県に避難し、本県内の小中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する学校）に入学した児童生徒に、入学支度金を支給し、就学を支援します。

支給額：小中学校、義務教育学校、特別支援学校小学部・中学部 1人当たり10万円
高等学校等、特別支援学校高等部 1人当たり20万円

【問合せ先】鳥取県教育委員会事務局人権教育課育英奨学室

電話 0857-26-7075・7533

5

雇用の支援

●避難先での就職を支援します

震災により鳥取県に避難され、一時的・恒久的に仕事をお探しの方の相談・職業紹介を行う「鳥取県立ハローワーク」を県内4カ所に開設しています。

担当スタッフが希望の働き方などを丁寧に聞き取り、伴走型支援により就職マッチングのお手伝いをします。まずはご相談ください。



施設名	住所	連絡先
県立鳥取ハローワーク	〒690-0835 鳥取市東品治町111-1（JR鳥取駅構内）	電話 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502 メール hellowork-tottori@pref.tottori.lg.jp
県立倉吉ハローワーク	〒682-0023 倉吉市山根557-1（パープルタウン1階）	電話 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113 メール hellowork-kurayoshi@pref.tottori.lg.jp
県立米子ハローワーク	〒683-0043 米子市末広町311（イオン米子駅前店4階）	電話 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586 メール hellowork-yonago@pref.tottori.lg.jp
県立境港ハローワーク	〒684-8501 境港市上道町3000（境港市役所別館1階）	電話 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609 メール hellowork-sakaiminato@pref.tottori.lg.jp